

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北條池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の種類	氏名	住所	退任年月日
理事	杉崎 正則	坂出市加茂町488番地	平成19年2月9日
〃	高田壽三紀	〃 〃 甲254番地	〃
〃	本多 聰	〃 〃 甲339番地	〃
〃	河合 達	〃 神谷町670番地	〃
〃	谷本 忠世	〃 〃 215番地	〃
〃	東山 正昭	〃 高屋町1007番地	〃
〃	前田 正廣	〃 〃 393番地3	〃
〃	今井 瑞夫	〃 林田町1031番地	〃
〃	池田 長義	〃 〃 663番地	〃
〃	富岡 利昭	〃 〃 642番地	〃
〃	樋本 保矩	〃 〃 3544番地2	〃
〃	富田 孝行	〃 西庄町496番地	〃
〃	橋本 弘	〃 〃 1411番地1	〃
〃	高木 勲	〃 谷町2丁目7番50号	〃
〃	瀬戸 則夫	〃 横津町3丁目8番5号	〃
〃	南条 政士	〃 江尻町1003番地1	〃
監事	南条 和士	〃 〃 1025番地	〃
〃	三谷 安夫	〃 加茂町1491番地1	〃
〃	増田喜代志	〃 高屋町818番地	〃

2 就任した役員

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	杉崎 正則	坂出市加茂町488番地	平成19年2月10日
〃	包末 篤三	〃 〃 154番地	〃
〃	高田壽三紀	〃 〃 甲254番地	〃
〃	本多 聰	〃 〃 甲339番地	〃
〃	東條 豊	〃 神谷町747番地3	〃
〃	谷本 忠世	〃 〃 215番地	〃
〃	前田 正廣	〃 高屋町393番地3	〃
〃	村田 末廣	〃 〃 1573番地	〃
〃	野田 一朗	〃 林田町1123番地	〃
〃	池田 長義	〃 〃 663番地	〃
〃	富家 啓作	〃 〃 2333番地	〃

〃	樋本 保矩	〃	〃 3544番地 2	〃
〃	富田 孝行	〃	西庄町496番地	〃
〃	橋本 弘	〃	〃 1411番地 1	〃
〃	瀬戸 則夫	〃	横津町3丁目8番5号	〃
〃	高木 勲	〃	谷町2丁目7番50号	〃
〃	中條 甫	〃	江尻町753番地 1	〃
〃	前川 忠義	〃	〃 1034番地	〃
監 事	松井 武	〃	林田町1449番地	〃
〃	南条 和士	〃	江尻町1025番地	〃
〃	三谷 安夫	〃	加茂町1491番地 1	〃